

# 商品概要説明書

## J A トク農定期貯金

1. 商品名	・ J A トク農定期貯金
2. 販売対象	・ 農業所得申告者（農業収入 100 万円以上の者に限る）およびその農業専従者で、当店舗に継続的に貯金取引のある個人の方。
3. 期間	・ 1 年（自動継続不可）
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 1 円以上 300 万円以下 複数店舗に当該取引がある場合においても、300 万円が限度額となります。 ・ 1 円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利（約定利率） (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の入手方法	・ 期間中は、預入時における期間 1 年スーパー定期の店頭表示金利に 0.30% を上乗せした金利を満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算。 ・ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の分離課税。 ※平成49年12月31日までの適用となります。  ・ 店頭表示金利は、ホームページまたは窓口にお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・ マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができません。
9. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第 4 位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①預入期間が 6 カ月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ②預入期間が 6 カ月以上の場合 約定利率 × 50% 預入期間中、この貯金の販売対象の条件を喪失した場合は中途解約とし、利率は上記と同様とさせていただきます。
10. 貯金(預金)保険制度(公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>11. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または統合リスク管理室（電話：0120-43-4401）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、神奈川県農業協同組合中央会が設置・運営する神奈川県JAバンク相談所（電話：045-680-3079）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合統合リスク管理室または神奈川県JAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>
<p>12. その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</li> <li>・本商品は原則通帳式のみのお取扱いとなります。</li> <li>・ATMでは取扱いを行っておりません。</li> <li>・本商品は、利用分量配当の対象外となります。</li> </ul>

※くわしくは、窓口・渉外担当者へおたずねください。

JAさがみ